

西尾市瓦屋根耐風対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対し、予算の範囲内において補助金交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）
- (2) 瓦屋根診断 かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士（以下「診断士」という。）が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。
- (3) 瓦屋根改修 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない瓦屋根の全面を強風に対して安全な構造とする以下のいずれかの工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を要しない。

ア 告示基準に適合させる改修工事

イ スレート屋根、金属屋根等へ改修する工事

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住宅の所有者
 - (2) 住宅に居住する者で所有者の同意を得られた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。)

- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が補助金の交付対象として不相当と認めた者
(補助の対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象住宅」という。)は、市内に存する住宅で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 屋根材が瓦であり令和3年12月31日までに葺いたものであること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に著しく違反していないこと。
- (3) 国、地方公共団体、その他公の機関が所有するものではないこと。
- (4) 当該住宅及びその敷地において、過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 瓦屋根改修を行う場合において、地震に対して安全な構造である又は地震に対して安全な構造となる住宅であること。当該住宅が西尾市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける場合は、同要綱において屋根工事を除いた耐震改修工事等を対象とすること。

(補助の対象事業)

第5条 補助対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象住宅の瓦屋根診断(以下「瓦屋根診断費補助事業」という。)
- (2) 補助対象住宅の瓦屋根改修(以下「瓦屋根改修費補助事業」という。)

(補助金の額等)

第6条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 瓦屋根診断及び瓦屋根改修の補助金の交付は、それぞれの補助金ごとに1つの敷地につき1回を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第7条 瓦屋根診断費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、瓦屋根診断に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図

- (2) 瓦屋根の現況写真（瓦屋根の全面が確認できるもの）
- (3) 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書、評価証明書等）
- (4) 瓦屋根診断費補助事業に係る見積書の写し
- (5) 診断士の資格を証する書面
- (6) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 瓦屋根改修費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、瓦屋根改修に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定による補助金の交付の申請を既に行っている場合であって、添付した書類の内容に変更が無いときは、第1号から第3号並びに第8号及び第9号に掲げる書類の添付を、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めた場合は、第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 瓦屋根の現況写真（瓦屋根の全面が確認できるもの）
- (3) 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類（登記事項証明書、評価証明書等の写し）
- (4) 地震に対して安全な構造であることが確認できる書類（昭和56年6月1日以降の確認通知書、耐震診断結果報告書等の写し）
- (5) 瓦屋根改修費補助事業に係る見積書の写し
- (6) 瓦屋根診断の結果報告書の写し
- (7) 屋根の面積が確認できる図面及び面積表
- (8) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の場合において、市税の納税状況について市長が確認することに同意したときは、納税証明書の添付を省略することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（計画の変更等）

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、

補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更（軽微なものは除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助事業の中止）

第9条 申請者は、補助対象事業を中止しようとする場合は、すみやかに、事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 申請者は、瓦屋根診断費補助事業が完了したときは、補助事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 業務請負契約書の写し

(2) 瓦屋根診断の結果報告書の写し

(3) 請求書又は領収書の写し（業務請負契約業者の発行したものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、瓦屋根改修費補助事業が完了したときは、補助事業完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 瓦屋根改修の写真（着手前、施工中、完了後）

(3) 請求書又は領収書の写し（工事請負契約業者の発行したものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第11条 市長は、前条の報告書を受理した場合において、内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適当と認めるときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第10条第3項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の整理及び保管)

第13条 申請者は、診断に係る費用の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
瓦屋根診断費補助事業	瓦屋根診断に要する経費	補助対象経費の3分の2の額（2万1千円を限度とする。）
瓦屋根改修費補助事業	次に掲げる費用のいずれか低い額 (1) 瓦屋根改修に要する経費 (2) 屋根面積に1平方メートル当たり2万4千円を乗じて得た額	補助対象経費の100分の23の額（55万2千円を限度とする。）